

## 贈与と認定されないための親子間の金銭貸借

### (1) 返済条件の決め方

まず、返済条件や期限等について、取り決めをします。そして、約束どおりに返済していくことです。

具体的には毎月の生活費を差し引いた余剰資金の範囲内で、返済内容を決めることになると思います。

また、返済期間についても50年、100年といった常識を疑われるような期間にするというのも後々、問題になってくると思います。返済完了時の親の年齢（借入金返済時の親の年齢が100歳以上になる場合は返済期間を短くした方がよい）にもよりますが、住宅金融公庫等の返済期間を考え、長くても30～35年程度にされたほうがよろしいと思います。

### (2) 借用証書は必要か

他人からお金を借りる時に行うのと同じ様に、「借用証書」を作っておくのが良いでしょう。借用証書には、返済方法や期限、利息の取り決めなどを記載します。

### (3) 利息はどうするか

親からの借金に利息を払うのか、という問題があります。仮に利息を払わなくても、借金について贈与だ、といわれることはありません。利息を払わなかったことによる経済的利益（免除された利息相当額部分）が贈与となります。しかし、その利益が小額で、課税上弊害がない場合は、贈与税を課さないこととしていますので、この経済的利益の額が、贈与税の基礎控除額の範囲内であれば利息についての贈与税の課税はないと考えてよさそうです。

無利子の借入金について：「課税上弊害がないと認められる場合」とは、どの程度の金額までをいうのかということは明示されていませんが、「およそ1,000万円程度が限度とされているようです」（『納税通信』平成10年6月22日号）という記事があります。利子を年6%とすると、1,000万円なら年の利子60万円となり、基礎控除の範囲内であり、これとの関連とも考えられます。では、適正な利子率を2%とすると、利子60万円の元本は3,000万円ということになります。現在の金利水準からみて、この程度ぐらなら課税上弊害がない範囲だろうと思われれます。

（注）贈与税の基礎控除は平成13年から110万円となっています。

### (4) 返済した証拠を残す

きちんと返済をしているか否か、これが借入と認められるかどうかのポイントになります。したがって、きちんと返済をするだけでなく、確かに返済をしたという「証拠」を残しておくようにします。例えば“毎月何日に何円を親の銀行口座に振込む”という様にしておいて、通帳に返済の事実が残るようにします。領収書は、後から作ることもできるので、証拠能力はあまり強くありません。